

# 第1部 総論



# 第1章 計画の考え方

## 第1節 計画の背景

### 1. 健康課題

我が国は、戦後の国民生活環境の改善と医学の進歩や国民皆保険制度の普及等によって平均寿命が急速に伸び、いまや世界有数の長寿国となっています。しかし、一方で社会の急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加しています。

このような社会的な状況に対して、子どもから高齢者まで全ての国民が生涯を通して、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、健康で自立して暮らすことができる健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっています。

### 2. 健康日本21（第二次）の経緯

健康の実現は、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことを旨とし、健康寿命の延伸を目指して平成12年度に「21世紀における国民健康づくり運動・健康日本21」が策定されました。その後、平成15年の「健康増進法」の成立や平成17年の「医療制度改革大綱」を踏まえ、平成20年4月に改訂され、今日では、計画期間が1年延長された平成25年度から令和5年度までの「21世紀における第2次国民健康づくり運動・健康日本21（第二次）」が推進されています。

「健康日本21（第二次）」においては、「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を最終的な目標として、国民の生活習慣の改善や社会環境の整備を行うため、項目ごとに10年間で達成すべき数値目標を設定して推進する計画となっています。また、計画期間の延長に伴う数値目標の変更は行わないとなっています。

### 3. 第4次食育推進基本計画の経緯

食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めています。今日では、令和3年度から概ね5年間を期間とする「第4次食育推進基本計画」が推進されています。

「第4次食育推進基本計画」においては、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」及び「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項としています。

#### 4. 自殺総合対策大綱の経緯

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、概ね5年を目途に見直すこととされております。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」及び「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など」の4点を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

#### 5. 第3次健康いばらき21プラン

茨城県では、「健康日本21（第一次）」を受け、「すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」を基本目標として、平成13年に「健康いばらき21プラン」が、平成25年に「第2次健康いばらき21プラン」が策定され、今日では、平成30年度から令和5年度までの「第3次健康いばらき21プラン」が推進されています。また、令和3年度より、より一層県民の健康づくりや健康寿命の延伸を目的として、あらゆるライフステージにおいて生涯にわたり健全な食生活を実現し心身の健康増進を図ることができるよう、「第3次健康いばらき21プラン」に「茨城県食育推進計画」が統合されています。

## 第2節 計画の趣旨

### 1. 計画の目的

本町では、前計画の取り組みを評価し、課題や方向性を見直し、健康増進計画、食育推進計画に自殺対策計画を加えた、3つの計画を包括的に推進していくため、「第2次境町健康増進計画及び食育推進計画」を策定しました。

なお、本計画では、新型コロナウイルス感染防止対策として、新しい生活様式の定着を図りながら、継続的に健康づくりを推進していきます。

### 2. 計画の根拠・性格

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画であり、町民への健康増進に関する施策を展開するための、基本的な事項を定めたものです。また、食育基本法第18条に基づく「境町食育推進計画」の内容を包括するとともに、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画である、「境町自殺対策計画」の内容を併せた総合的な計画として策定します。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、「健康日本21（第二次）」、「第4次食育推進基本計画」、「第3次健康いばらき21プラン」及び「第六次境町総合計画」を上位計画とし、かつ、「第六次境町総合計画」の健康づくり対策に関する部門計画としての位置づけとなります。

また、本計画は、本町における他の関連する行政部門計画と調和を保って策定しています。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、「健康日本21（第三次）※仮称」と計画期間を一致させるため、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、中間年度の令和9年度に見直しを行うものとしします。

なお、社会経済情勢等の変化から、必要な場合は適宜見直しを行います。

## 第3節 計画の策定

### 1. 策定体制

本計画は、町内の学識経験者、健康増進推進機関・団体及び行政・町民代表等によって構成される「境町健康増進計画策定委員会」が策定しました。

また、策定委員会の補助機関として「庁内ワーキングチーム」を設置して、策定委員会に向けた関連調査・研究や審議を行いました。

### 2. 策定方針

町民の健康実態や健康づくりに対する意向を把握し、計画に反映させるために、18歳以上の町民に対して「境町健康づくりアンケート」を実施するとともに、子どもの健康実態の把握のために、保育園や学校の協力により子どもを対象としたアンケートを実施しました。

また、パブリックコメントにて計画素案への町民の意見を募集し、計画内容の充実を期しました。